

監査報告書

平成26年5月13日

学校法人 梶山女学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 梶山女学園

監 事 安 藤 泰 愛
監 事 田 村 尚 子

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人梶山女学園寄附行為第18条に従い、学校法人梶山女学園の平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）における財産目録及び計算書類を含めて、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

学校法人の業務についての監査を行った結果、学校運営面においては、入学者は、小学校を除いて学校単位では誠実に確保しているが、大学の一部の学部及び小学校においては若干厳しい状況が見受けられた。特に小学校においては平成25年度からの収容定員増に伴う一層の児童確保に尽力していただきたい。その一方で、在籍する学生・生徒・児童・園児に対して、学園の教育理念に基づき特色のある教育を施していることは評価できる。特に大学では学生の学士力を高めるため、教育の質保証を図り、教養教育科目の共通化、キャリア教育の充実及び各学部で特色のある教育研究を行っているほか、学長のリーダーシップの下で学士課程教育の質的転換に向けて、教育改革アクションプランを作成し、これを具体的に実行していることは評価でき、これが私立大学等改革総合支援事業の3つのタイプすべてに選定されることにつながったことは特筆できる。また、大学基準協会による大学基準適合認定を受けて内部質保証ができる大学と評価された7学部11学科を擁する女子総合大学として、今後もその使命を遂行することに期待する。高等学校・中学校・小学校・幼稚園では教育方針をしっかりと掲げて、その方針に基づく伝統的な取組を教育課程に取り入れて、継続して実施していることは特筆できる。管理運営面においては、理事会及び評議員会を定期的に実施して、各学校の経営を確実に遂行するとともに、内部監査や管理・監査のガイドラインに基づきコンプライアンスに努めており、学校法人としての社会的責任を果たしていることは評価できる。今後も事業計画に基づき事業を実施し、それを自己点検・評価し、より一層の学園経営を行うことを期待する。

学校法人の財産状況についての監査を行った結果、教育環境の整備を図ることに併せて、経常的経費の内、大学の教員研究費の在り方を見直し、大学活性化の経費を創設したほか、第2号基本金を含め計画的な資金計画により幼稚園園舎の新築工事を自己資金で実施したこととは特筆することである。財産目録及び計算書類においては、監査により正しく処理されていることが確認でき、学校法人会計基準に基づき適切に対応している。また、先の経済危機の折に有価証券の評価損を計上した債券が満額で償還され、名実ともに損失がなかったことは特筆に値する。しかし、固定資産及び図書において資産管理上の問題点を整理したことにより大幅な除却が生じたこと、帰属収入額が消費支出を上回る状態が継続していることは評価できるとはいえる、その内容は年々厳しくなってきており、人件費比率も高い状況であるので、これらの点についての改善に尽力していただきたい。

以上により、学校法人の業務及び財産に関して不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実がないことを認める。